

公営住宅等管理事務における個人番号利用事務(赤字:追加された事務)

(資料41-1)

住宅の種類別		個人番号利用事務	
		法定事務	独自利用事務
区営住宅	公営住宅法に基づくもの	収入申告の受理と審査の事務 収入の把握に関する事務 家賃若しくは敷金の減免の事務 敷金の徴収に関する事務 家賃若しくは敷金の徴収猶予の事務 入居申込みの受理と審査の事務 同居及び使用权承継申請の事務 明渡し請求の事務 高額所得者に対する措置の事務 収入超過者への住宅のあっせんの事務 収入状況の報告の請求の事務	共益費の減免の事務
	公営住宅法に基づかないもの	なし	使用許可申請の受理と審査の事務 使用料の決定に関する事務 収入報告の受理と審査の事務 収入状況の調査の事務 使用料の減免及び徴収猶予の事務 敷金の減免及び徴収猶予の事務 共益費の減免の事務 同居許可申請の受理と審査の事務 使用权承継申請の受理と審査の事務 収入超過者及び高額所得者の認定の事務
事業住宅		なし	公営住宅法に基づかない区営住宅に同じ
区民住宅	特優賃法(※1)に基づくもの	入居申込みの受理と審査の事務	使用料の決定に関する事務 収入報告の受理と審査の事務 収入状況の調査の事務 使用料の減免及び徴収猶予の事務 敷金の減免及び徴収猶予の事務 共益費の減免の事務 同居許可申請の受理と審査の事務 使用权承継申請の受理と審査の事務 収入超過者及び高額所得者の認定の事務
	特優賃法に基づかないもの	なし	公営住宅法に基づかない区営住宅に同じ
特定住宅		なし	公営住宅法に基づかない区営住宅に同じ

※1 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

※2 公営住宅法及び特優賃法と、新宿区立住宅管理条例の条文が異なるため、同内容の事務であっても、法定事務と独自利用事務で表現が異なる場合がある。